

改正実務対応報告第 18 号の公表

企業会計基準委員会は、平成 30 年 9 月 14 日に、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、改正実務対応報告第 18 号）の見直しを公表しています。

これまでの実務対応報告第 18 号では、在外子会社が IFRS や米国会計基準に準拠した財務諸表を作成している場合（※）に、「のれんの償却」、「退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理」、「研究開発費の支出時費用処理」、「投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価」の 4 項目について、修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう在外子会社等の会計処理を修正しなければならないとされていました。

（※）国内子会社が指定国際会計基準や修正国際基準（JMIS）に準拠した連結財務諸表を作成している場合を含みます。

改正実務対応報告第 18 号では、上記の 4 項目に加え、在外子会社等において、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することを追加しています。

改正実務対応報告第 18 号は、平成 31 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとされていますが、改正実務対応報告第 18 号の公表日以後最初に終了する連結会計年度及び四半期連結会計期間において早期適用することができるとされています。また、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて IFRS 第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができるとされていますが、平成 31 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度以降の各連結会計年度において、上記の改正実務対応報告を適用していない場合はその旨を注記することとされています。

また、上記の改正実務対応報告第 18 号は、適用初年度においては会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができるものとされています。

上記に該当する会社では、連結決算手続上で在外子会社等において保有する資本性金融商品の銘柄について、売買損益のリサイクリングの金額や、減損の判断等に必要な情報を入手する必要があるため、上記の改正実務対応報告第 18 号の適用時期等を踏まえ留意が必要と考えられます。

以上